

## 大阪府・大阪市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画

## 1 国家戦略特別区域の名称

「大阪府・大阪市 スーパーシティ型国家戦略特別区域」

## 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

## (1) 名称：国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業

内容：国家戦略特別区域データ連携基盤の整備

(国家戦略特別区域法第2条第2項第3号に規定する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業)

大阪府が、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するため、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）を整備し、データの安全管理、個人情報保護等の措置を適切に講じつつ、移動・物流等の分野におけるオープンデータ、クラウドデータ及びパーソナルデータを収集・整理の上、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体にデータを提供する。【直ちに実施】

## (2) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

大阪市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、大阪市内における外国人による創業活動を促進する。【令和6年度中に実施】

## 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、大胆な規制改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを実施することを通じ、移動・物流分野をはじめとして住民の生活の質の向上が図られるとともに、大阪市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

## 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

## (1) 事項：大阪・関西万博に関連する仮設建築物の建築

内容：大阪・関西万博に関連して、以下のとおり、大阪市内に仮設建築物を建築する。

## ① 大阪駅前におけるシャトルバスターミナルの仮設待合所

大和ハウス工業株式会社が、大阪駅前（大阪マルビル跡地）において、大阪・関西万博の会場と大阪駅の間を結ぶシャトルバスのターミナルの仮設待合所を建築し、来場者の円滑な輸送を支えることで、大阪・関西万博の円滑な開催を通じた先端的サービスの社会実装を推進する。【令和6年9月に着工予定】